

令和元年度『二宮地域における地域団体及びマンションとの連携施策検討』業務委託

実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和元年度『二宮地域における地域団体及びマンションとの連携施策検討』業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

現在、区内の約9割が集合住宅であり、また、約25%が大規模集合住宅の居住者であること等から、地域とマンション住民の関係は希薄であることが多い。また、地域団体において、少子高齢化の現状から、地域活動の担い手は、今後も今以上に固定化する懸念があることや、活動を活性化させたい等の課題を持っている。

そこで、地域とマンション住民の顔が見える関係づくりや、自助・共助が働く地域社会の素地づくりを目的とした方策を検討し、その連携施策を地域で継続して実施することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・事業計画の作成
- ・地域団体へのヒアリング等調査・分析
- ・マンションへのアンケート等調査・分析
- ・地域団体及びマンションとの連携施策の分析・検討・実施支援
- ・連携施策の振り返り等

詳細は、別紙「仕様書」に記載のとおり。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 4,000,000円

（消費税及び地方消費税を含む／消費税率の改定があった場合を含む。）

(4) 契約期間

委託契約締結日～令和2年3月31日

(5) 履行場所

神戸市中央区総務部まちづくり課

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと
- (4) 銀行停止処分を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (6) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (7) 租税公課の滞納処分を受けていないこと
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (9) 本業務の遂行にかかる連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有していること

5 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和元年6月3日（月） |
| (2) 質問受付締切 | 令和元年6月21日（金）17時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和元年6月28日（金） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和元年7月16日（火）17時 |
| (5) 企画提案会の開催 | 令和元年7月25日（木）（予定） |
| (6) 選定結果通知 | 令和元年7月下旬を予定 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和元年8月上旬を予定 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和元年6月3日（月）～6月21日（金）17時
 - イ 提出方法 質問票（様式自由）に記載し、FAXまたはEメールにより提出すること
 - ウ 回答 質問提出者全者に対して、令和元年6月28日（金）に電子メールにより回答する。また、中央区ホームページにて公表する。
- (2) 参加申出書・企画提案書の提出
 - ア 提出書類 提案書類のサイズは原則としてA4版で作成すること。
 - ①参加申出書
 - ②企画提案書（様式1）

企画提案書に盛り込むべき内容は次のとおりとします。

 - ・提案書に基づき、より効果的、効率的な企画案を検討の上、提案してください。
 - ・提案内容は、提案者が自ら実現できる範囲で記載してください。なお、企画提案にあたり、希望者には、仕様書〔4.業務内容（3）①〕に記載のデータ〔既存分譲マンション一覧データ〕を提供します。
 - ③業務実績調書（様式2）
 - ・今回の業務と同種・類似業務のうち、平成26年度以降の自治体からの受注実績について記入すること。
 - ・新しいものから順に5件まで記入すること。
 - ④業務実施体制表（様式3）
 - ・受託者として選定された場合に携わる管理責任者1名と予定スタッフ全員について記入すること。
 - ・所属・役職について、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も

記入すること。

- ・スタッフが多くなる場合は適宜枠を増やしてかまわない。

⑤ 予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式4）

- ・管理責任者1名と予定スタッフ全員について、1ページに1名ずつ記入すること。

⑥ 業務工程表（様式自由）

- ・本業務の内容を十分把握した上で、詳細な業務工程を作成すること。

⑦ 参考見積書（様式自由）

- ・本業務にかかる必要な経費を算出し、詳細に記載すること。

なお、本プロポーザルは、業務規模の範囲内で最大の効果を得るために実施するものであり、参考見積が、委託契約金額の上限を上回っている場合には、選定対象としないため、留意すること。

イ 提出部数 紙媒体 15部

ウ 提出期限 令和元年7月16日（火）17時

エ 提出方法 直接お持ちいただくか、書留郵送とすること。
（郵送の場合は令和元年7月16日（火）必着）

オ 提出場所 中央区総務部まちづくり課

カ 参加資格決定通知 郵送により通知する。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
① 事業の企画内容	・業務遂行にあたっての総合的な計画、視点、姿勢 ・二宮地域の地域特性を理解したうえでの提案となっているか ・提案内容を実施できる具体的な根拠の提示や論理構築がなされているか ・効果が期待できる独自の提案があるか	60点
② 事業の実施体制	・確実に遂行できる組織体制及び業務実績 ・企画内容を最適な期間で実施できるように、企画内容と連動した計画性、妥当性をもつか	25点
③ 類似事業の実績	・類似業務実績の豊富さ	5点
④ 所要経費の妥当性	・費用積算根拠の妥当性	10点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、審査委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 審査委員は、選定基準に沿って提案書の審査を行う。

ウ 企画提案会

(ア) 開催日時 令和元年7月25日（木）を予定
※変更となる場合は、別途連絡します。

(イ) 場所 中央区役所の会議室を予定
※変更となる場合は、別途連絡します。

(ウ) 内容・方法 提案内容の説明

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合の対応

その複数の申請者のうち、評価基準の次の項目の順に点数を比較し、最終決定する。

それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

（第1順位）「事業の企画内容」の合計点数が最も高いもの

（第2順位）「事業の実施体制」の合計点数が最も高いもの

(第3順位)「類似事業の実績」の点数が最も高いもの

(第4順位) 参考見積金額が最も安価のもの

オ 提案事業者が1社であった場合には、点数が6割以上あれば業務委託予定者とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ 選定基準の各審査内容について、1項目でも点数が0点となった場合

カ 提案価格が中央区の示した事業規模(契約上限額)を超過している場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(5) 事業者決定後

本市と協議の上、提案書に基づいた内容で委託契約を締結し、提案内容を誠実に履行すること。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての提案書は返却しない。

エ 提出された提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市中央区総務部まちづくり課 松尾、大西

住所：〒651-8570 神戸市中央区雲井通5丁目1番1号

TEL：078-232-4411 (内線：212)

FAX：078-242-3599

E-mail：chuomachi_jigyuu@office.city.kobe.lg.jp